

○国家公安委員会規則第一号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第二項の規定に基づき、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(相手方情報保有者等に対する通知等の方法) <u>第十四条</u> 法第六条第二項前段の規定による通知及び求め(次項において「通知等」という。)は、別記様式第十号の通知・要請書を交付して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要し別記様式第十号の通知・要請書を交付するいとまがないときは、通知等を口頭で行うことができる。この場合において、別記様式第十号の通知・要請書は、可能な限り速やかにこれを交付するものとする。 (援助の申出の受理) <u>第十五条</u> 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十一号の援助申出書の提出を受けることにより(当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十一号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより)、行うものとする。 (警察本部長等による援助) <u>第十六条</u> 「略」
改正前	「条を加える。」 (援助の申出の受理) <u>第十四条</u> 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第十号の援助申出書の提出を受けることにより(当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第十号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより)、行うものとする。 (警察本部長等による援助) <u>第十五条</u> 「同上」

備考

表中の「」の記載は注記である。

別記様式第11号（第15条関係）

※受理年月日		※受理番号	
援 助 申 出 書			
ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
年 月 日			
殿 氏名及び住所			
申 出 人	住 所 等	電話（ ）	— 番
(ふりがな)			
氏 名	(歳)		
為ストーカーをした者行	住 所 等	電話（ ）	— 番
(ふりがな)			
氏 名	(歳)		
受 け たい 援 助 の 内 容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他 ()		
そ の 他 参 考 事 項			
記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないときは住所が加れないときは居所）を記載すること。 3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

第 号	
通 知 ・ 要 請 書	
年 月 日	
殿	
図	
ストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第2項の規定により、下記のとおり通知して、ストーカー行為等をするおそれがある者に対し、ストーカー行為等の相手方の氏名、住所その他の当該ストーカー行為等の相手方に係る情報でストーカー行為等をするために必要となるものの提供を行わないよう要請します。	
なお、ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該提供を行うことは禁止されています。また、この通知に係る事項をみだりに第三者に漏らさないよう要請します。	
ストーカー行為等をするおそれがある者	
ストーカー行為等の相手方	
記載要領 1 「ストーカー行為等をするおそれがある者」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等をするおそれがある者を特定するに足りる事項を、「ストーカー行為等の相手方」欄には、この通知及び要請を受ける者が保有する情報の範囲内で、氏名、住所その他のストーカー行為等の相手方を特定するに足りる事項を、それぞれ記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第14条関係）

※受理年月日		※受理番号	
援 助 申 出 書			
ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたので、次のとおり申し出ます。			
年 月 日			
殿 氏名及び住所			
申 出 人	住 所 等	電話（ ）	— 番
(ふりがな)			
氏 名	(歳)		
為ストーカーをした者行	住 所 等	電話（ ）	— 番
(ふりがな)			
氏 名	(歳)		
受 け たい 援 助 の 内 容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他 ()		
そ の 他 参 考 事 項			
記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 「住所等」欄には、住所（日本国内に住所がないときは住所が加れないときは居所）を記載すること。 3 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。 4 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

「様式を加える。」

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年三月十日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。